

回覧

総務連絡 令和2年6月度

回覧

総務部長 宇津井正明

1. 自治会費を徴収します

各組長さんに集金をお願いします。組長さんは次回の例会（または資料配布日）に組分をまとめて会計までご持参下さい。

2. 入学祝いを贈呈します

令和2年度の小中学校の入学者に新橋下自治会恒例の入学祝いとして図書券を贈呈致します。該当される方は添付の「新橋下自治会班長・組長さんへのお願い」に必要事項をご記入いただき、組長さんが次回定例会（または資料配布日）にご持参ください。提出された名簿にもとづいて次月度以降に図書券を配布します。

3. まほろば清掃を行っています

ウィルス感染症対応のために自治会活動が制約されていますが、恒例の「まほろば清掃」は屋外の活動であり、ソーシャルディスタンスの確保もできることから毎月実施しています。第3日曜日（今月は21日 雨天の場合次週）8時から9時まで、スギ薬局隣のガソリンスタンド裏で行います。作業終了後に冷たい飲み物をお持ち帰りいただきます。多くの方々のご参加をお待ちします。

4. 新橋下自治会の新しい防災計画を立案しました

添付の「防災ガイドライン」をご覧ください。本計画についてご質問・ご意見等あれば下記まで。

防災部長 朝田 micasada79245@gmail.com

次回定例会（または資料配布日） 7月3日（金）19：30 連合自治会館

回覧 この用紙を回覧板の一番上にして回覧してください

新橋下自治会会員各位

令和2年6月

新橋下自治会班長・組長さんへのお願い

新橋下自治会会長 相原重幸

本年度の小学校及び中学校入学生にお祝いの図書券を贈呈致します。
入学者のご氏名を以下にご記入のうえ次回の例会（又は資料配付日）に組
長さんからご提出をお願い致します。該当者無し場合もそのむねご記入の
うえご提出をお願い致します。

_____ 班 _____ 組 _____ 組長 _____

No	父兄氏名	御子息氏名	入学する学校（○で囲む）	住所	電話番号
1			小学校 1 年 中学校 1 年	新橋町	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

新橋下自治会 防災ガイドライン (ダイジェスト版)

令和2年5月
防災部長

はじめに

新橋下自治会は自助・互助（隣近所の助け合い）・共助の精神で、大地震などが発生した場合の被害軽減対策に積極的に取り組んでいきます。

想定される大地震と新橋下地区での震度

- ・元禄型関東地震： 震度6弱（ほんの一部は6強）
- ・東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震： 震度5強

震度6弱のゆれの状況：

- ・立っていることが困難・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- ・固定してない家具が移動・倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- ・耐震性の低い建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたり倒れるものもある。

新橋下自治会では：

防災は全員で！！ 隣近所の助け合い（互助）が必須

「自分たちの町は自分たちで守る」との信念で、被害を予防・軽減する為の活動を！
発災時は安否確認や初期消火・救助、被災者支援等の活動を積極的に行います。

主な防災活動

(1) 平常時の活動

- ① 地域の名簿作成 ② 要援護者の支援体制構築 ③ 防災対策の推進（啓発等）
- ④ 防災訓練の計画・実施

(2) 発災時の活動（全住民で）

- ① 安否確認等 ② 倒壊建物からの救出、火災発生時の初期消火等 ③ 在宅避難困難者支援 ④ 在宅避難者支援 ⑤ 地域防災拠点との連絡 ⑥ 防犯パトロール ⑦ 炊き出し活動

災害時の避難場所等

『いつとき避難場所』：連合自治会館/宮古公園・新橋地域 CP（各班で9月前に決定）

震度5強以上の地震等があった場合、避難し安否の確認や余震の様子をみる場所。

在宅避難困難者は、地域防災拠点が開設されるまでここで、避難生活を行う。

『地域防災拠点』：新橋小学校（避難所、震度5強以上で発災後3時間で開設）。

在宅避難困難者が非常持ち出し品等を持って避難生活を行う場所。

『広域避難場所』：戸塚カントリークラブ（?）、弥生台グランド希望（行政に要申し出）

大規模な火災が発生した場合に炎、煙、輻射熱から一時的に避難する場所です。

災害時の対応手順 必要な人に支援が届くように

(1) 安否確認

- ・震度5強以上の地震の場合は安否確認カードを玄関に掲出し、必要ならばいつとき避難場所に避難します。
- ・組長は安否確認カードの掲出状況の確認を行います。掲出なき場合は声掛け。
- ・組長は班長に、班長は班全体の安否確認結果を防災部長に報告します。

(2) 救助・消火活動（全員で）

救助に必要な資機材は防災倉庫及び新橋小学校の防災備蓄庫にあります。

火災の場合は消火器・初期消火箱やスタンドパイプ式初期消火器具等を活用し、初期消火・延焼防止活動を行います。

(3) 在宅避難困難者支援（家屋に居住できなくなった避難者）

避難所が開設されるまで、いつとき避難場所他にて避難生活ができるよう支援する。

(4) 在宅避難者支援

ライフラインや物流が復旧するまでの間、下記の支援を行います。

- ① 地域防災拠点等からの情報（物資、ライフライン等の状況）を掲示します。
- ② 地域防災拠点等から食料などを調達し在宅避難者に配給する。
- ③ 自治会で炊き出し等を行います。（食材が入手出来てから）

(5) 地域防災拠点との連絡（6）防犯パトロール（7）炊き出し活動

防災訓練

新橋下自治会では少なくとも年2回防災訓練を予定しています。

- ① 安否確認訓練・消火訓練・防災講座等 例年9月頃実施
- ② 安否確認訓練・地域防災拠点訓練 例年3月頃実施

新橋下自治会の防災資機材等（防災倉庫を本年度中に設置する予定）

△△（追而）の防災倉庫に防災資機材等を備蓄しています。倉庫の鍵は〇〇（追而）に保管しています。水・食料等の備蓄は在宅避難困難者用のみ（半日分程度）。

各家庭での備え（自助）の啓発・支援

- ・家具等の下敷きから身を守る圧死対策（家具転倒防止）

家具や食器棚等は転倒防止器具を取り付けます。また、寝具等の位置と家具の向きを考慮して、押しつぶされないよう配置します。

- ・ガラス飛散防止対策（ガラス飛散防止フィルム）
- ・地震関連火災から自宅を守る通電火災対策（感振ブレイカー）
- ・ライフライン停止に備えた備蓄対策（水・食料・トイレパック等）

水、食料は最低3日分の備蓄が必要です（水は一人当たり9リットル）。トイレに取り付けるトイレパックを備え、排泄できる環境を整える。

備蓄は各自で！！自治会では備蓄はしません。

但し、自治会では防災用品等の斡旋を行う予定です。

- ・非常持ち出し品：必要なものを即持ち出せる様、非常持ち出し品をまとめておく。